

指針の策定にあたって

指針策定の趣旨

世界人権宣言が採択されてから今日に至るまで人権に関する条約や宣言が採択され、人権確立に向けた取組が各地で重ねられてきました。

奈良市においても、部落差別の解決をめざし、人権が尊重される社会を実現するため、「奈良市同和教育推進についての指針」に基づき、今日まで学校教育や社会教育を通して、すべての市民が部落問題を正しく認識し、人間尊重の精神に徹し、差別をなくす意欲と実践力をもてるよう努めてきました。

特に、学校教育においてはその理念を教育課程の全領域に基盤として位置付け、創造的に教育計画を立案していくことや、幼児児童生徒の実態を明らかにしながら、一人一人のもっている可能性を最大限伸ばしていくことなど、教育効果を高めるために指針の精神がすべての学校園に浸透するよう活用してきました。

しかしながら、依然として人権が尊重されていないことを示す事象が起こっていることに加え、今日の激しい社会情勢の変化の中で、新たな人権に関わる課題が生まれてきているのが現状です。そこで、「奈良市同和教育推進についての指針」の理念を尊重しながら、さまざまな人権問題を地域社会、あるいは市民一人一人が自らの課題として捉え、互いによりそい高めあいその解決に向けて取り組んでいくための方向性を示すため「奈良市人権教育推進についての指針」を策定しました。

人権に関する現状と課題

「21世紀は人権の世紀」と言われながら、人種・民族・宗教間の対立や紛争、貧困によって尊い人命が数多く失われている国がまだまだあります。

また、国内でも生命・身体の安全が脅かされる出来事、携帯電話やインターネットの匿名性・広汎性を悪用した不当な差別、いじめや虐待など、人権に関わる問題も多様化しています。このような事態を引き起こしている原因を特定することは困難ですが、その一つとして、国際化・情報化の進展や少子化・核家族化・都市化の進行などによって近隣人間関係が希薄になったことや、ライフスタイルが変化したことが考えられます。

このような環境の変化は、私たちに利便性を与えてくれている一方で、様々な影も落としています。とりわけ、次代を担う子どもたちにとっては、人格を形成する上で大切な集団遊び・自然体験・社会体験の機会が減少し、身近な大人から過保護・過干渉・無関心・虐待などの不適切な対応を受ける中で、社会性や規範意識の低下、自立の遅れ、自尊感情の低下などの影響が出ています。大人社会においても同様の傾向が見られ、事態を一層深刻なものにしています。

奈良市人権教育推進についての指針

人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となった。人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であるとの認識のもと、私たちは人権という普遍的文化が確立した社会を実現するために不断の努力をしていかななければならない。

奈良市における人権教育は、同和教育として「奈良市同和教育推進についての指針」の理念や「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」に基づき、差別の現実を直視することを通して部落問題を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力をもった人間の育成を目指して積極的に取り組んできた。これらの取組は、部落問題だけでなく、さまざまな人権問題についての理解と認識を深める教育として展開され、人権を守り差別を許さない意識を高めるうえで大きな役割を果たしてきた。

しかし、それらの取組にもかかわらず、今なお同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題が存在している。また、生活環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、インターネットの匿名性を悪用した陰湿な差別事象、子どもや高齢者を狙った凶悪な犯罪など、今日的な人権問題が生じており、安全に、安心して暮らすことができる社会とは言い難い深刻な状況も見受けられる。

すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人一人の人権意識の高揚を図ることが不可欠である。そのため、人権教育・啓発の取組は自尊感情を高め、社会規範を育むとともに、法の下での平等、個人の尊重といった「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権問題の解決といった「個別的な視点からのアプローチ」を効果的に組み合わせ、学習が知的理解にとどまらず豊かな人権感覚や実践的態度を培う内容となるように工夫しなければならない。また、これらの学習は生涯にわたって、学校・家庭・地域・職場等のあらゆる場やあらゆる機会において計画的、総合的に展開していかななければならない。

奈良市教育委員会においては、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約等の精神に則り、人間尊重の精神に徹し、他の人と共によりよく生きようとする人間を育成するため、次の事項に留意し、人権教育を推進するものとする。

1. 学校教育においては、幼児児童生徒が権利の主体であることを基本に据え、一人一人の尊厳と最善の利益の確保を最優先して教育を進めること。

(1) すべての教育活動の基盤に人権の視点を位置づけ、幼児児童生徒の発達段階や地域の実情を十分考慮しながら、教育内容を創造し、具体的実践を通して一人一人の人権意識の確立に努めること。

- (2) 「教育を受けること」そのものが人間にとって大切な人権であるとの認識のもと、幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばすよう努めること。
 - (3) 「権利と義務」、「自由と責任」についての認識を深めるとともに確かな規範意識を育み、差別や人権侵害を許さない幼児児童生徒の育成に努めること。
 - (4) 教職員の感性や姿勢そのものが人権教育を推進するうえで何よりも重要であることを十分認識し、研鑽に努めること。
2. 社会教育においては、学校教育との連携のもと、生涯にわたる学習としてすべての人々が、人権尊重の精神を理解し、身につけ、行動できるよう多様な学習機会や効果的な手法による教育・啓発活動を推進すること。
- (1) 日々の暮らしの中にあるさまざまな人権問題を他人事ではなく自分の問題として主体的に取り組めるよう、多様な学習機会の提供に努めること。
 - (2) 積極的に自主的・組織的教育活動に取り組んでいる関係機関や諸団体との連携と協働を図り、あらゆる人権問題の解決に努めること。
 - (3) 社会を構成する基本単位である家庭において、人権を大切にすることを醸成することが重要であることから、その教育力を高めるため家庭・地域・学校が相互に連携を図れるよう努めること。
 - (4) 人権教育を推進していくためには、職員の資質向上が重要であることを認識し、研鑽に努めること。

本指針実施にあたっては、学校教育、社会教育のあらゆる場面を通して、人権という普遍的文化を構築し、人間の優しさと尊厳が大切にされ、自分らしく生きることができる社会の実現を期するものである。

平成19年3月

奈良市教育委員会

指針の活用にあたって

(1) 学校教育

学校園におけるすべての教育活動を通して、幼児児童生徒が人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性を育み、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身につけるための効果的な人権教育の創造に努めることが大切です。そのためには、「人権とは何か」、「人権教育を通して子どもたちにつけさせたい力とは何か」を職場で十分議論し、共通理解を図ることが大切です。

ア 教育を受ける権利の保障

「教育を受けること」自体が人間の生存にとって必要不可欠な人権であるとの認識に立ち、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うこと。

イ 学習内容の充実

幼児児童生徒及び保護者や地域の実態を十分把握し、組織的・計画的に人権教育に取り組むこと。また、人権学習を通して幼児児童生徒が自分の良さや価値に気づくとともに、他者の人権も尊重できるようになるため、その礎となる自尊感情、社会性、規範意識を高める取組（集団遊び、自然体験、社会体験、交流活動等）も積極的に進めること。

ウ 職員研修の充実

人権教育を推進する上で、教職員の感性や姿勢が何よりも重要であることを十分認識し、自己研鑽に努めるとともに研修の内容や方法を十分検討し、その充実を図ること。

エ 家庭・地域との連携

家庭や地域の大人たちが人権尊重の理念を十分認識し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という共通の視点に立って子どもたちを育てていくことができるよう家庭・地域社会と積極的に連携すること。

オ 校種間及び関係機関との連携

子どもたちの発達段階の特性を十分認識しながら校種（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）間や関係機関との連携をより一層進め、系統的・継続的・効果的な人権教育を推進すること。

カ 教育活動の点検・改善

学校だよりやホームページを活用して学校の取組を公開し、情報を共有することで内外からの評価を受けながら教育活動の点検、改善に努めること。

自尊感情・・・自分自身をかけがえのない存在として認め、他人に対しても同様に大切な存在として認める気持ち。自尊感情は、すべての人の尊厳を認める人権意識の土台と考えられている。

(2) 社会教育

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ、行動できる人権感覚や実践的態度を培い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付いた豊かな人権文化を創造していくことが大切です。そのためには、一人一人が生涯にわたって人権について積極的に学び、人権問題を自分の問題として主体的に取り組んでいくことが必要です。

ア 家庭教育の充実

家庭教育に関する講演会・研修会等を実施し、家庭教育の重要性についての理解を得るよう努めること。子育ての支援についても、講座などを開催するとともに、公民館等が地域社会の子育てを支援する場としてその役割が果たせるよう、機能の充実に努めること。

イ 地域社会における学習機会の充実

一人一人が自発的に人権問題の学習に取り組む姿勢をもち、人権に対する正しい理解と認識を深め行動に活かせるように、生命、環境、健康、男女共同参画社会、国際理解、高齢社会、識字といったテーマについて生涯にわたって多様な学習ができる機会や情報の提供に努めること。

ウ 学習内容の充実

市民の学習ニーズや地域の実態把握に努め、研修・講座等で効果的な人権学習ができるよう、内容の充実に努めること。

エ 情報の提供

市民が主体的に学習するために、学習教材作成のための情報提供や効果的な学習方法の紹介、視聴覚教材貸出情報、指導者情報の提供などの支援に努めること。

(3) 行政としての支援

すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人一人の人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのために人権教育・啓発の取組を充実させることが大切です。

ア 教職員・保育士研修の計画的な推進

幼児児童生徒に直接接し、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っている教職員・保育士は、自らの感性や姿勢そのものが人権教育を推進する上で何よりも重要であるため、指導者としての資質の向上を図る研修を計画的に実施するとともに、各学校園での研修を支援します。

イ 学習資料の提供

効果的に人権教育を推進するため、学習教材、実践事例等の各種学習資料を作成し、その提供に努めます。

ウ 市民組織に対する支援

市民が人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための自主的な学習活動が行えるよう、人権問題の解決にむけた研修会や各種事業を行っている市民組織の活動に対する支援に努めます。